

協同農業普及事業の運営に関する指針を定める件

(平成二十七年五月十一日農林水産省告示第千九十号)

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第二項の規定に基づき、協同農業普及事業の運営に関する指針を次のように定め、協同農業普及事業の運営に関する指針（平成二十二年四月九日農林水産省告示第五百九十号）は、廃止する。

協同農業普及事業の運営に関する指針

第一 基本的な考え方

一 全般的事項

協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号。以下「法」という。）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものである。

協同農業普及事業は、これまで、地域農業・農村の維持・発展、農業の生産性の向上、担い手の育成等の農政上の様々な課題に対応して実施され、成果を挙げてきたところである。

現在、我が国の農業・農村は、農業就業者の減少や高齢化、農業所得の減少、農地の荒廃、集落機能の低下、地球温暖化や災害への対応、東日本大震災からの復興等の課題を抱えている。

このような状況に的確に対応するため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員（第三の二の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）が、その特性を十分に発揮し、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じて農業者の所得の向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう、今後の協同農業普及事業の運営を行うものとする。

二 国及び都道府県の役割

協同農業普及事業の運営に際しては、農業改良助長法の目的に沿って普及指導活動が効果的に行われるよう、国及び都道府県の双方が、以下の役割を果たすよう努めるものとする。

1 国の役割

- ア 国全体の農業政策の実施に必要となる技術の改良・普及の推進
- イ 国全体の農業政策の実施に向けた普及指導活動の推進
- ウ 都道府県間の連携により広域で対応すべき普及指導活動の推進
- エ 普及指導員の資質を確保するための普及指導員資格試験の実施
- オ 普及指導員の資質の向上を図るための研修の実施
- カ 協同農業普及事業が適切にその役割を果たすために必要となる仕組みの検討
- キ 協同農業普及事業に関する国民への情報発信
- ク その他協同農業普及事業の適切な実施に必要な事項

2 都道府県の役割

- ア 都道府県の農業政策の方針に基づく普及指導活動の適切な実施
- イ 試験研究機関等との連携による技術の改良・普及の推進
- ウ 協同農業普及事業を適切に行うための普及指導員の人員確保
- エ 普及指導員の資質の向上を図るためのＯＪＴ（業務の遂行の過程において行う教育訓練）を含む研修等の実施
- オ 協同農業普及事業に関する都道府県内への情報発信及び農業者等による評価の実施
- カ 協同農業普及事業が適切にその役割を果たすために必要となる仕組みの検討
- キ その他協同農業普及事業の適切な実施に必要な事項

第二 普及指導活動の基本的な課題

次に掲げる普及指導活動の基本的な課題について、農業者の所得の向上や食料自給率・食料自給力の維持向上等、食料・農業・農村基本計画の実現を推進するための観点を含め、国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ取り組むものとする。また、農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努めるものとする。

一 農業の持続的な発展に関する支援

担い手の育成・確保、需要に応じた生産及び供給が可能となる体制の整備、農業の生産現場における技術革新等の取組に対する支援により、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を推進する。

二 食料の安定供給の確保に関する支援

国のガイドラインに即した一定水準以上の農業生産工程管理の普及、農業生産資材の適切な利用及び地域ぐるみでの６次産業化への支援等により、食品の安全、消費者の信頼確保等を通じた食料の安定供給の確保に向けた取組を推進する。

三 農村の振興に関する支援

加工・直売等による地域の農産物等を活かした新たな価値の創出、深刻化・広域化する鳥獣被害への対応等により、農村の振興に向けた取組を支援する。

四 東日本大震災からの復旧・復興に関する支援

先端的な生産技術、加工技術等の実証及び普及、放射性物質の吸収抑制対策、除染後の農地への作付実証、復旧・復興に向けた地域の合意形成支援等により、東日本大震災からの復旧・復興を支援する。

第三 普及指導員の配置に関する基本的事項

一 普及指導員の配置

普及指導活動を実施するため、適正な資質を持つ普及指導員を確保し、十分な人員を配置するよう努めるものとする。また、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導手当については、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう努めるものとする。

二 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性を有し、試験研究機関、教育機関、行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、重要課題の解決に向けた普

及指導活動の企画立案・総括・指導、他の普及指導員の資質向上等を担う者（以下「農業革新支援専門員」という。）を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう努めるものとする。

第四 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、次に掲げる事項に留意して、普及指導員に対する研修の充実強化等に努めるものとする。

一 人材育成計画

研修に係る計画の策定及び実施に先立ち、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽^{さん}されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた人材育成計画を策定するよう努めるものとする。

二 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、農業及びその経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法及び地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する手法等）について、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な習得を図るものとする。

三 資質向上の方法

普及指導員に対する研修の実施に当たっては、国と都道府県との役割分担を踏まえ、試験研究機関等を含む多様な者と連携し、職務経験年数並びに技術及び知識の習得状況に応じた研修計画を策定するよう努めるものとする。その際、農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材が育成されるよう配慮するものとする。

また、研修計画に基づき普及指導員に対する研修を実施する際には、最新のＩＣＴ（情報通信技術）等を効果的に活用しつつ、計画的に集合研修、ＯＪＴ等を行うほか、国等が行う研修を普及指導員の資質の向上を図るために有効に活用するものとする。

第五 普及指導活動の方法に関する基本的事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、次に掲げる事項に対応するよう努めるものとする。

一 農業者に対する支援の充実・強化

我が国の農業・農村の持続的な発展に必要な農業者に対する支援活動について、公的な立場である普及指導員が行うものと民間等（企業、試験研究機関、先進的な農業者等をいう。以下同じ。）が行うものを俯瞰^{ふかん}しつつ、多様な関係機関による総合力の発揮により農業者に対する支援の充実強化を図ることが重要である。

また、農業者が必要とする農業技術が適切に開発され、迅速に普及されるよう、普及組織が研究開発に参画し、現場に適した技術の改良を図ることが重要である。

このため、普及指導活動の方法に関して以下の取組を行うよう努めるものとする。

1 公的機関が担うべき分野における取組の強化

我が国の農業・農村の発展に必要となる支援活動のうち、公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業における技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者に対する支援、女性農業者の活躍推進、地球温暖化対策、災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保等）を一層強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、多様な関係者をコーディネートする役割を果たすとともに、地域農業の発展に資する情報を収集し、公的情報については民間等に積極的に提供する。

2 地域農業の活性化に向けた民間活力の活用促進

1の取組を踏まえつつ、現場における課題の解決に当たっては、専ら普及指導員が行うこと、民間等と連携して行うこと及び民間等に委ねることを整理し、営農情報を提供する民間等との役割分担を図りながら普及指導活動を展開する。また、農業者や地域農業の課題解決に向けて、民間等を含む多様な機関が効果的に活動できるよう、これらの機関との積極的な情報交換の場を設けること等により環境整備を図る。

3 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者等については、二の1の普及指導計画の策定と評価を行う際に意見を求めるほか、新規就農者の育成をはじめとした地域農業・農村を振興するための取組を協働で行う。

また、農業革新支援専門員をはじめとして、普及指導員は、その役割を適切に果たすために都道府県内の先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップを構築する。

4 新規就農者等の育成強化

世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けて、農業の内外からの青年層の新規就農を促進するとともに、次世代に農地等の資源を着実に継承することが重要であることから、新規就農者の育成、円滑な経営継承、企業の農業参入及び新規就農の受皿となる農業経営の法人化の推進を強化する。

なお、就農希望者が円滑に就農し、地域への定着が図られるよう、普及指導センター、青年農業者等育成センター、農業者研修教育施設等が連携し、市町村、先進的な農業者等の協力を得て、就農の前後にわたる継続的な支援を行うものとする。

5 研究開発への普及指導員の積極的な参画

農業革新支援専門員をはじめとして、普及指導員は、国や都道府県等が行う研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術について改善を要する点等を伝えることにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすとともに、その成果を活かして農業現場における技術革新を推進することにより、国の農業政策を地域において実施する上での課題や、地域の農業における課題について、技術面から解決を図る。

6 都道府県間の連携

広域的な課題に対して、都道府県横断的な検討及び解決が図られるよう、農業革新支援専門員及びこれに準じる資質を持つ普及指導員（以下「農業革新支援専門員等」という。）は、都道府県間の情報共有、技術協力等を行う。

また、国は、共通の課題を抱える都道府県間の連携を推進するとともに、必要に応じて、地球温暖化対策、災害への対応、病虫害防除等に関して都道府県が持つ知見・経験等の共有を促進する。

7 普及指導活動の重点化

普及指導活動については、1 から 6 までの取組をはじめとして、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

普及指導活動の対象者については、経営改善に意欲的な農業者及びその集団、新規就農者、新規参入者、経営参画に意欲的な女性農業者等に重点化するものとする。

また、現場における重要な課題については、普及指導活動の目標、期間、体制等を明確に定めた重点プロジェクト計画を農業革新支援専門員等が定め、普及指導センターと連携して当該計画に基づく活動を推進する。

二 普及指導活動の効果的な実施

普及指導活動を一層効果的に実施するためには、普及指導計画を適切に策定するとともに、外部評価の導入により、当該計画等の検証及び改善を図ることが重要である。

また、普及指導計画に基づく活動が効果的に行われるよう、普及指導センター、農業革新支援センター及び農業者研修教育施設の適切な運営を図る必要がある。このため、普及指導活動の方法に関して以下の取組を行うよう努めるものとする。

1 普及指導計画の策定と評価

普及指導活動が高い成果を創出するためには、適切な普及指導計画の策定、実行、評価及び改善のプロセスを経ることが重要である。

このため、普及指導計画を適切に策定した上で、その成果や普及指導活動の体制等について、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、次年度以降の計画に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行う。

2 普及指導センターの運営

普及指導センターについては、農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分に発揮されるよう、その整備を行うものとする。

都道府県は、普及指導員の本来の職務である直接農業者に接して行う支援活動のために十分な時間が確保されるよう、適切に業務管理を行う。

また、普及指導活動がより効果的に実施されるよう、市町村、農業協同組合等の地域の関係団体や、試験研究機関、先進的な農業者、普及指導協力委員をはじめとする外部有識者等との連携を図る。

さらに、ICT等の活用を積極的に進める。

加えて、所属する普及指導員の組織的な一体性が確保されるとともに、整備する機関の名称が普及指導センター等でない場合には、当該機関が普及指導センターであることが農業者等に分かるよう配慮するものとする。

3 農業革新支援センターの運営

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応し、また、第五の一及び二の取組の推進に当たり、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員及び都道府県における協同農業普及事業の担当部局の取組を専門的見地から支援するため、農業革新支援センターを整備するよう努める。

農業革新支援センターにおいては、農業革新支援専門員等が、先進的な農業者等からの直接の相談や、普及指導センターでは対応が困難な相談に適時・適切に対応するほか、農業革新支援専門員等が研究開発への参画、都道府県間の連携の推進、重点プロジェクト計画の策定等を行う際に必要となる情報及び体制の整備を図る。

また、農業革新支援センターがそれらの役割を果たせるよう、試験研究機関、教育機関及び行政機関をはじめとする関係機関との連携を図る。

なお、整備する機関の名称が農業革新支援センターでない場合には、当該機関が農業革新支援センターであることが農業者等に分かるよう配慮するものとする。

4 研修教育の充実強化

農業者研修教育施設については、就農希望者、青年農業者等に対する都道府県における中核的な教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業者、民間の農業経営者教育機関等と連携し、その研修教育の内容の充実強化を図り、効率的かつ効果的な研修教育を行うものとする。

また、農家の子弟でない学生が増加していることを踏まえ、学生の円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング等の就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう継続的な支援を行うものとする。

さらに、農業者研修教育施設は、当該施設の学生以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や普及指導センターとの役割分担の下、必要に応じて研修の補完を行うものとする。

なお、農業者研修教育施設は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

このほか、農業高等学校の卒業生の就農促進のため、農業高等学校の生徒に対する研修の機会の提供等を行うものとする。

5 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、第五の一及び二の取組の推進に資するものとし、試験研究機関をはじめとする関係機関及び関係者との連携を積極的に図るほか、その成果等を普及指導員の資質の向上及び現地の課題解決を図るために有効に活用するものとする。

第六 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

国は、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組む。